

事業所内保育施設利用者の皆様へ

ひょうご保育料軽減制度のご案内

兵庫県では、子育て家庭の支援を通じて、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、事業所内保育施設に通うお子さんの保育料の一部を助成します。

※直接、保護者の方に対して助成を行うのではなく、利用している保育施設の設置者が保護者の方に対して助成を行った場合に、その軽減額を施設に対して助成する事業です。

1. 助成対象

兵庫県内に住所を有し、次の要件を全て満たすお子さんの保育料

- ① お子さんが令和2年度に事業所内保育施設に通園しており、
- ② 以下の所得要件を満たす世帯



2. 所得要件

☆詳しくは裏面へ！

令和2年度の市町民税所得割額が以下の世帯を対象とします。

- ・ 第1子：57,700円未満
- ・ 第2子以降：155,500円未満の世帯が対象になります。

ただし、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等は、第1子が77,101円未満、第2子以降が169,000円未満の世帯が対象です。

※控除（住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、外国税額控除）が適用されている場合は、控除前の金額で判断します。

3. 助成する金額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を限度に補助します。

ただし、保育料の1/2と下記補助基準額の低い方を助成限度額とします。

区分	第1子	第2子以降
3歳未満児	10,000円	15,000円
3歳以上児	—（無償化）	—（無償化）

- ※1 3～5歳児クラスのお子さん、および0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のおさんは、保育料が無償化されているため補助対象外となります。
- ※2 保育料が月額5,000円以下の場合は補助対象外となります。
- ※3 100円未満の端数は切り捨てとなります。
- ※4 対象となるのは月額の保育料です。時間単位・日数単位の一時預かり保育料は対象となりません。
- ※5 年齢は令和2年4月1日(途中入所の場合は入所日)を基準とします。

4. 申請手続

「1. 助成対象」に該当する方は、次の書類を事業所内保育施設に提出してください。
事業所内保育施設から県への提出期限は、令和2年11月30日（必着）です。

申請に必要な書類

- ① 保育料軽減事業に関する申請書（各施設にあります）
- ② 出生順位を確認できる書類（世帯全員の住民票または健康保険証の写し）
※健康保険証がカード式の場合は世帯全員のカードを並べてコピーしてください。
- ③ 令和2年度市(町)民税所得割額のわかる書類（詳しくは裏面へ）
- ④ ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類（該当世帯のみ）
※詳しくは申請書裏面をご確認ください。

市(町)民税所得割額の確認方法

(注) 通知書の書式・名称は各市町によって異なります。

※世帯の中で、市(町)民税所得割額課税対象の全員分の書類が必要です。

市(町)民税の所得割額がわかる書類

※ 複数枚にページが分かれている書類を発行している市町の場合は、すべてのページをコピーし、添付してください。(氏名・住所、市(町)民税所得割額、税額控除額(対象者のみ)、扶養の有無と人数の情報が必要です。)

(1) 給与所得者の場合

→ 令和2年度 市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書
(事業所内保育施設をご利用の方は、ほとんどがこれにあたると思われます。)

(2) 自営業者等の場合

→ 令和2年度 市(町)民税・県民税 納税通知書(課税明細書)

(3) (1)(2)を紛失した場合、非課税の場合

→ 令和2年度 市(町)民税・県民税 課税証明書(市町の発行手数料がかかります。)

『令和2年度 市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』の確認方法

(6月頃各市町より各勤務先を経由して通知されます。源泉徴収票は不可)

令和2年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)				(単位:円)	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の 合算所得区分	課税 標準所得	1	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 85000 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 寄附料	障・養 配・保 配 扶 基 所得控除合計②	扶養親族該当区分 本人該当区分	3	県民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 年税額(特別徴収税額)⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額(⑩-⑪)
(摘要)	2	市民税住宅借入金等特別控除額 10,000円 県民税住宅借入金等特別控除額 ***円			額 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月

例) 第2子以降の場合

1 「所得割額⑥」と
2 市民税税額控除(市住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、外国税額控除)を足して155,500円未満(ひとり親等は169,000円未満)であればOK!
【例】85,000+10,000=95,000
なのでOK!

- 2 市町によっては、控除を受けていても税額控除額を記載していない場合があります。その場合は、市(町)の税担当窓口で、控除額が記載された書類を発行してもらうか、市(町)の税担当職員に控除額を聞き取り、申立書(各施設にあります)に記載して提出してください。
- 3 配偶者控除に「1」、「有」、「※」等があれば、配偶者控除の対象となっていることが確認できます。記載がない場合、配偶者控除が適用されていませんので、配偶者の納税額を確認し、合算することが必要です。この場合、二人分の通知書の写しを添付してください。

※神戸市に在住(令和2年1月1日時点)の方の計算方法について

他市町と同様の税率(旧税率)で所得割額を算定する必要があります。

- ①『市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書』『市民税・県民税納税通知書』で確認する場合
→旧税率の所得割額を算出するため、6/8を乗じた額で判定します。

【例】 $(85,000+10,000) \times 6/8 = 71,250$ 円 なのでOK! (第2子以降の場合)

- ②『課税証明書』(神戸市発行)で確認する場合

→「指定都市以外の標準税率による市民税額」欄に旧税率による市民税額が記載されています。「税額控除後所得割(減免前)」に「調整控除」以外の控除額を合算してください。

本事業は、財源の一部に
法人県民税超過課税を
活用し実施しています。

【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 こども政策課 こども企画班
電話 078-341-7711(内線 2870)
受付時間: 平日 9:00~12:00 13:00~17:30